


新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の 臨時休業の考え方について

1 臨時休業の基準について

感染 レベル	感染状況等	臨時休業の範囲
 小	(1) 学校で感染者なし ※学校以外の感染源による濃厚接触者 や同居家族がPCR検査となった場合 を含む	—
	(2) 学校で感染者が確認されたとき ※2週間以上登校・出勤のない者を除く	当該校のみ
	(3) 特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、 特定区域内において複数の学校で同時期 に感染経路不明の感染者が発生したとき	特定区域の学校 ※中学校ブロック を想定
	(4) 特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、 複数の特定区域において複数の学校で同 時期に感染経路不明の感染者が発生した とき	市内全小中学校
大		

※市内の感染状況や学校での感染者数に応じて、関係機関と調整し臨時休業の範囲を総合的に判断する。

2 臨時休業の期間について

感染確認日の当日を含め一旦3日間臨時休業とし、保健所と相談の上、必要な期間を延長する。

(3日間の作業：濃厚接触者リスト作成・消毒・体制づくり他)